

# 和歌山県立医科大学における研究不正防止計画

平成27年8月31日策定

令和3年4月1日改正

研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為である。

研究活動の不正行為への対応は、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応の強化を図っていく必要がある。

国の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月策定）に対応し、本学において研究不正が起こりにくい環境をつくり、研究機関及び大学として責任を持って研究不正の防止等に取り組むことを目的として、和歌山県立医科大学における研究不正防止計画を以下のとおり定める。

## ○研究機関の管理責任

### 【1 組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化】

国 の 要 請 事 項	研究不正を防止する取組（計画）
組織としての責任体制の確立による管理責任を明確にすること	<p>(1) 研究活動における不正行為を防止するための当計画の推進に関して、法人全体を統括する権限と責任を有する者（以下「研究不正防止計画推進最高責任者」という。）を理事長・学長とする。</p> <p>研究不正防止計画推進最高責任者は、当計画を実施するために必要な措置を講じるとともに、以下の各責任者が責任を持って計画を推進できるよう、適切にリーダーシップを発揮する。</p> <p>(2) 研究不正防止計画推進最高責任者を補佐し、当計画の推進を統括する実質的な責任者（以下「研究不正防止計画推進責任者」という。）を医学部長、保健看護学部長、薬学部長及び助産学専攻科長とする。なお、病院長が実施を承認した研究については、病院長とする。</p> <p>研究不正防止計画推進責任者は、研究不正防止計画推進最高責任者の指示の下、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①自己の管理監督又は指導する部局等において当計画を推進する。</li><li>②役割の実効性を確保するため、それぞれの所属において、別表に掲げる者を研究不正防止計画推進副責任者に任命する。</li></ul> <p>(3) 研究不正防止計画推進副責任者は、自らが所管する各所属における研究不正防止の責任者として、当計画を推進し、本学に雇用されて研究活動に従事する者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者（以下「研究者等」という。）を把握・管理する。</p> <p>(4) 上記の各責任者は、各所属の研究者等が研究活動上の不正行為により懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に著しく適性を欠いていたときには、公立大学法人和歌山県立医科大学職員懲戒規程及び懲戒処分の基準による処分の対象とする。</p>

【2 若手研究者の自立した研究活動の推進】

国の要請事項	研究不正を防止する取組（計画）
若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言（メンターの配置等）を行うこと	<p>(1)若手の研究者等が自立した研究活動を遂行できる環境を整備するため、研究不正防止計画推進副責任者は、各所属の研究者を若手の研究者等への支援助言を行うメンターに任命するとともに、研究者として必要な知識や姿勢等の指導を行う。</p> <p>(2)メンターに任命された者は、若手の研究者等がそれぞれ自立した研究活動ができるよう適切な支援助言を行うとともに、活動状況等を研究不正防止計画推進副責任者に文書又は口頭で報告する。</p>

○不正行為の事前防止のための取組

【3 不正行為を抑止する環境整備】

国の要請事項	研究不正を防止する取組（計画）
広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施すること  「研究倫理教育責任者」の配置など、必要な体制整備を図ること	<p>(1)研究活動を行い論文を発表する、あるいは発表を予定している全ての研究者等を対象として、不正行為を事前に防止し、公正な研究を推進するために研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育(以下「研究倫理教育」という。)を定期的に実施する。</p> <p>なお、研究倫理教育の受講において、大学院医学研究科生、保健看護学研究科生及び大学院研究生は研究者等と位置付ける。</p> <p>(2)医学部、保健看護学部、薬学部及び助産学専攻科において、学生が研究者として必要な基礎的素養を修得できるよう、研究倫理教育を実施する。</p> <p>なお、学生に対する研究倫理教育の事務所管は、学生課、保健看護学部事務室及び薬学部事務室とする。</p> <p>(3)各所属において、研究倫理教育を統括する者として研究倫理教育責任者を置き、研究不正防止計画推進副責任者をもってこれに充てる。</p> <p>(4)研究倫理教育責任者は、各所属の研究倫理教育受講者リスト（学内助教、特別研究員、研修医、学長特命教員、非常勤講師、大学院生、博士研究員、大学院研究生、大学院準備課程の大学生及び所属等で研究を行う看護師、薬剤師等を含む。）を作成し、研究不正防止計画推進責任者に提出する。</p> <p>リストに掲載された者は、研究倫理教育を必ず受講するものとし、研究倫理教育責任者は、その受講管理を行う。</p> <p>(5)研究倫理教育責任者は、各所属の研究者等に対して、研究分野の特性に応じた研究活動に関する守るべき作法や研究倫理について、以下の知識や技術を修得・習熟させるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢等、研究者としての行動規範</li> <li>②共同研究における個々の研究者の役割分担・責任の明確化</li> <li>③複数研究者による研究活動における研究代表者の研究成果の確認</li> <li>④研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成（作成方法等を含む。）・保管や実験試料等の保存</li> </ul> <p>(6)複数の研究者による研究の成果を、論文、投稿、学会発表等の形式により発表しようとする研究者等のうち、その代表者となる者（論文の筆頭著者、科学研究費の研究代表者等。以下「研究代表者」という。）は、共同研究者について、研究倫理教育の受講状況の確認に努める。</p> <p>この際、同教育を受講していない共同研究者がいる場合は、研究代表者は速やかに受講するよう勧告を行う。</p>

#### 【4 一定期間の研究データの保存・開示】

国の要請事項	研究不正を防止する取組（計画）
研究者に対して、一定期間の研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付けること	<p>(1) 研究者等が論文等の形で発表した研究成果のもととなった実験データ等の研究資料及び試料等の有体物（以下「研究データ」という。）を保存・管理し、必要な場合に開示することは、それを作成した研究者等が主たる責任を負う。</p> <p>仮に研究不正の疑義が生じた場合には、研究者等が自身の活動の正当性を証明するため、その証明手段を確保しておくとともに、第三者による検証可能性を担保するために、データ管理簿の作成等により、研究データを適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性があると認められる場合には、これを開示する。</p> <p>なお、研究データに関する取扱いについて、他の法令や指針等により定められているものについては、それに従うこととする。</p> <p>(2) 研究データの保存期間を次のとおりとする。</p> <p>ただし、論文等の発表で使用しなかったもの及び使う予定のないもの、保存・管理が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等）は、保存・開示の対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①実験データ（紙媒体、画像、電子データ等）等の研究資料は、当該論文等の発表後少なくとも10年間の保存を原則とする。</li> <li>②有体物（実験試料や標本等）については、当該論文等の発表後少なくとも5年間の保存を原則とする。</li> </ul> <p>(3) 研究データに関して、以下のものについては本計画で定める保存期間よりも早期に廃棄ができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①保存・管理のためのコストが多大なもの（生物系試料等）</li> <li>②医療分野や社会調査など、データの取り扱いに特段の規定があるもの</li> <li>③特定のプロジェクトに関して、成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等があるもの</li> <li>④個人データ等、その取扱いに法的規制があるもの</li> <li>⑤その他、保存・管理のためのスペースが膨大になる等、社会通念上やむを得ない理由があるもの</li> </ul> <p>(4) 研究不正防止計画推進副責任者は、各所属の研究者等のうちから1名以上を研究データ管理者に任命するとともに、所属等の保存環境の整備に努める。</p> <p>(5) 研究データ管理者に任命された者は、研究者等に研究データを適切に保存・管理させるよう努めるとともに、保存・管理状況等を研究不正防止計画推進副責任者に文書又は口頭で報告する。</p> <p>(6) 研究データ管理者に任命された者は、各所属の研究者の転出・退職等に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究データのうち保存すべきものについては、バックアップをとって保管する、ないしは、所在を確認し追跡可能としておく等の措置を講じる。</p> <p>(7) 上記に関する手続等については、別に規程を定める。</p>

○研究活動における特定不正行為への対応（組織の管理責任の明確化）

【5 特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

国の要請事項	特定不正行為への対応（計画）
研究活動における特定不正行為への疑義が生じたときの調査手続や方法等に関する規定等を整備し、公表すること	(1) 和歌山県立医科大学における研究活動上の不正行為等に関する規程等、整備が必要となる規程等を必要に応じて見直し、それを公表する。